

第拾壹卷第拾號目次

○圖畫科の衛生に就いて

文學士

菅原教三

○幼稚園に關する諸問題

佐々木吉三郎

○栗の話

竹島茂郎

○夏休後の幼兒(其一)

野口ゆか

(其二)

小向きみ

○幼稚園に於ける室内装飾品の作り方

藤五代策

○隨感

安井哲

○机邊だより

文學士

倉橋惣三

幼稚園の改良(スタンレーホール)氏

○機嫌のよしあし

倉橋生

フレールベル會規則

第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハフレールベル會ト稱シ東京ニ置ク

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ

第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ納出スベシ

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ

第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

一 總會 毎年四月廿一日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參考品幼兒成續物展覽、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス

一 但シ會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ

一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第二土曜日之ヲ開キ

一 保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス

一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスルモノヲ以テ組織ス

一 但シ別ニ組合規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

一 雜誌發行 毎月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス

一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 會務ヲ總理ス

副會長 補佐シテ會務ヲ掌理ス

幹事 若干人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス

評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ズ

第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス

第九條 主幹、幹事、評議員ハ會長ノ特選トス

第十條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルルコトアルベシ

第十一條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

購讀の申込

(振替口座東京 一七二六六番)

本誌を購讀なされたき方は會費一ヶ月金拾錢の割合で一ヶ月分なま

とめて振替貯金へ御拂込下されば直に雜誌を發送致します。

- ◎一册郵税共金拾一錢
- ◎六册前金郵税共六拾錢
- ◎拾二册同金壹圓貳拾錢
- ◎郵券代用一割増